

賃金対策

概要

最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。(障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。)

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

① 地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。
(設定件数 47件、適用労働者数 約5,000万人、加重平均時間額 673円)

② 産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。
現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔 主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、一般機械器具製造業、鉄鋼業等 〕

(設定件数 250件、適用労働者数 約402万人、加重平均時間額 766円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定するもの。
(設定件数 2件、適用労働者数 約500人、加重平均時間額 868円)

詳細データ ① 地域別最低賃金の全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額 (単位：円)	発効年月日
北海道	644	平成18年10月 1日
青森	610	平成18年10月 1日
岩手	610	平成18年10月 1日
宮城	628	平成18年10月 1日
秋田	610	平成18年10月 1日
山形	613	平成18年10月 1日
福島	618	平成18年10月 1日
茨城	655	平成18年10月 1日
栃木	657	平成18年10月 1日
群馬	654	平成18年10月 1日
埼玉	687	平成18年10月 1日
千葉	687	平成18年10月 1日
東京	719	平成18年10月 1日
神奈川	717	平成18年10月 1日
新潟	648	平成18年 9月30日
富山	652	平成18年10月 1日
石川	652	平成18年10月 1日
福井	649	平成18年10月 1日
山梨	655	平成18年10月 1日
長野	655	平成18年10月 1日
岐阜	675	平成18年10月 1日
静岡	682	平成18年10月 1日
愛知	694	平成18年10月 1日
三重	675	平成18年10月 1日
滋賀	662	平成18年10月 1日
京都	686	平成18年10月 1日
大阪	712	平成18年 9月30日
兵庫	683	平成18年 9月30日
奈良	656	平成18年10月 1日
和歌山	652	平成18年10月 1日
鳥取	614	平成18年10月 1日
島根	614	平成18年10月 1日
岡山	648	平成18年10月 1日
広島	654	平成18年10月 1日
山口	646	平成18年10月 1日
徳島	617	平成18年10月 1日
香川	629	平成18年10月 1日
愛媛	616	平成18年10月 1日
高知	615	平成18年10月 1日
福岡	652	平成18年10月 1日
佐賀	611	平成18年10月 1日
長崎	611	平成18年10月 1日
熊本	612	平成18年10月 1日
大分	613	平成18年10月 1日
宮崎	611	平成18年10月 1日
鹿児島	611	平成18年10月 1日
沖縄	610	平成18年10月 1日

資料編

④ 労働条件・労使関係

詳細データ②

産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数（平成18年度）

1 審議会方式によるもの

(1) 新産業別最低賃金

業 種	決定件数（件）	適用使用者数（百人）	適用労働者数（百人）
食料品・飲料製造業関係	7	4	168
繊維工業関係	10	21	282
木材・木製品製造業関係	1	0.5	13
家具・装備品製造業関係	1	1	18
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	203
印刷・同関連産業関係	2	14	137
塗料製造業関係	4	2	69
ゴム製品製造業関係	1	2	63
窯業・土石製品製造業関係	5	20	284
鉄鋼業関係	23	36	1,650
非鉄金属製造業関係	9	11	459
金属製品製造業関係	6	16	352
一般機械器具製造業関係	27	318	5,743
電気機械器具製造業等関係	46	348	14,087
輸送用機械器具製造業関係	34	196	8,442
精密機械器具製造業関係	9	15	428
小 計	188	1,008	32,398
新聞・出版業関係	2	29	525
各種商品小売業関係	32	44	4,796
自動車小売業関係	23	264	2,366
自動車整備業関係	1	10	36
道路貨物運送業関係	1	2	19
小 計	59	349	7,742
合 計	247	1,357	40,140

(2) 従来の産業別最低賃金

木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	7	21
道路貨物運送業関係	1	0.5	4
全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1	1	4
合 計	3	9	29

2 労働協約拡張方式によるもの

滋賀県塗料製造業地域的最低賃金	1	9	380
広島県広島市・東広島市塗料製造業地域的最低賃金	1	2	130
合 計	2	11	510

- (注) 1. 産業別最低賃金には、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別賃金」と、平成元年度以降改正を行わないこととされた「従来の産業別最低賃金」とがある。（昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申参照）
2. 「労働協約拡張方式」とは、一定の地域の同種労働者及び使用者の大部分に賃金の最低額を定めた労働協約が適用されている場合、労使のどちらか一方の申請に基づき、その賃金の最低額がその地域のすべての労働者に拡張して適用される制度である。
3. 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
4. 適用使用者数及び適用労働者数は、平成13年度事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。（使用者数の合計は四捨五入の関係で一致しない。）